

(公財) 福島県国際交流協会
令和2年度「国際交流・協力活動への助成事業」実施要項

1 趣旨

本県の非営利の民間団体が行う国際交流・協力活動に対して助成を行うことにより、民間レベルの国際交流・協力活動の進展と復興の推進に寄与することを目的とする。

2 助成対象団体

次に掲げる要件に該当する非営利の民間団体とする。ただし市町村が補助金等を交付している市町村国際交流協会等は除く。なお、1団体から2活動まで申請することができる。

- (1) 団体の所在地が、福島県内であること。
- (2) 目的、代表者、役員、事業内容、予算など団体運営に必要な事項を定めた会則等があること。
- (3) 活動実績を有し、かつ、継続して国際交流・協力活動を行う意思を有していること。
- (4) その他、(公財) 福島県国際交流協会（以下「協会」という。）主催事業参加者等で立ち上げた単年度の実行委員会など協会が特に認める団体

3 助成対象活動

助成対象団体が、本県の国際交流・協力活動の進展や復興の推進を図るため、主体的に実施する下記の活動を対象とする。ただし、1団体から同種活動への申請は3回までを限度とする。

- (1) 本県の国際交流・協力活動の進展に寄与する活動
- (2) 国際交流・協力活動を通じた本県の復興活動
- (3) 本県の復興の現状を外国語で国内外に発信する情報発信活動

なお、次のいずれかに該当する活動は、助成の対象としないものとする。

- ア 営利を目的とする活動
- イ 政治又は宗教に関する活動
- ウ 法令に抵触し又は公序良俗に反する活動
- エ その他、協会が助成活動としてふさわしくないと判断した活動

4 助成対象活動期間

令和2年6月15日から令和3年3月15日までに終了するもの

5 助成内容

- (1) 助成額
1つの活動当たり5万円以上10万円以内（1万円単位とし、1万円未満は切り捨てる。）
- (2) 助成率
10/10以内
- (3) 助成対象経費

助成金の対象経費は、下記のとおり活動の実施に直接必要な経費とする。なお、支払い先が申請団体の役員または会員となる場合、その経費は対象経費から除く。

- ア 講師や翻訳・通訳者等の謝金・旅費

- イ 機材・会場等の賃借料
- ウ 印刷費
- エ 通信費及び消耗品等の事務費
- オ その他、協会が特に認める経費

6 助成手続

(1) 申請受付開始日

令和2年6月1日

(2) 申請締め切り日時

令和2年12月23日正午【必着】

(3) 助成の申請及び交付決定

助成団体は、できる限り見積書等を積算根拠として添付し、記載例を参考に「令和2年度国際交流・協力活動への助成事業申請書（様式1）」を協会に提出する。ただし、令和2年12月23日正午の時点で申請書類の不備があった場合は、申請を受理しない。

ただし、申請締め切り日時以前に活動を実施する場合は、申請締め切り日時に関わらず実施日の2週間前の正午までに申請書を提出しなければならない。それ以降の申請は受理しない。

協会は、申請書等の内容を審査し、審査委員による審査を経て、申請団体に交付額について通知する。

(4) 報告、助成金の支払い

交付決定団体は、交付決定後2週間以内に当該活動に係る支出を確定し、団体名が記載されている領収証等の資料を添付して、「令和2年度国際交流・協力活動への助成事業報告書（様式2）」を提出する。協会は提出された報告書に不備がないことを確認し、交付団体に請求書の送付を連絡する。交付団体は、連絡を受けた2週間以内に「令和2年度国際交流・協力活動への助成事業助成金交付請求書（様式3）」及び報告書のデータを協会に提出する。

ただし、3月1日以降に活動が終了する交付決定団体は、活動終了後1週間以内の報告書の提出及び協会からの連絡後1週間以内の請求書等の提出とする。

協会は、請求書に基づき助成金を交付する。ただし、提出期限内に報告書等の提出がない場合や書類に不備があった場合、協会は助成金の交付を取り消すことができる。

(5) 概算払

概算払（交付決定額の60%以内、千円単位とする。）を希望する団体は、「令和2年度国際交流・協力活動への助成事業概算払請求書（様式4）」を協会に提出すること。ただし、概算払による交付を受けた後に、助成対象経費の減額があり、助成対象経費の総額が概算払による交付額を下回った場合には、概算払による交付額から助成対象経費の総額を差し引いた額を協会へ返還すること。その場合の振込手数料は申請団体負担とする。

(6) 計画変更

申請書提出後の申請内容の変更は、原則として認めないこととする。ただし、やむを得ない事情により変更または中止の必要が生じた際は、速やかに協会に連絡し、活動実施予定日の2週間前までに「令和2年度国際交流・協力活動への助成事業計画変更（一部変更・中止）承認申請書（様式5）」を提出し、協会が承認した場合はこの限りではない。なお、変更が軽微なものと協会が認める場合は、これを省略することができる。

7 審査について

(1) 第1次審査

協会において書類審査を行う。第1次審査結果については、令和3年1月8日までに申請団体に連絡する。

(2) 第2次審査

下記により開催する審査委員会において、第1次審査通過申請団体に対するヒアリング及び申請書類に基づき審査を行い、助成の有無を決定する。申請団体は審査委員会に出席し、ヒアリングを受けなければならない。なお、出席に伴う旅費や資料代等の一切の費用は申請団体の負担とする。

なお、第2次審査は次のとおり行う。

【審査委員会】

月日：令和3年1月中旬～2月上旬（予定）（開催日時は、申請締め切り日時までに当協会HPで告知する。

会場：当協会研修室（福島市舟場町2-1 福島県庁舟場町分館2階）

開催時の状況次第で、オンラインでの審査委員会となる場合もある。

【審査基準】

ア 活動の具体性

活動の内容が目的に沿ったものであり、明確かつ具体的であること。

イ 活動の的確性

活動の内容が県民のニーズを広く反映したものであること等の確であること。

ウ 活動の社会性

活動が社会に広く開かれたものであり、より多くの県民に参加の機会が与えられていること、または、活動の成果が広く社会に還元されることが予想されること。

エ 活動の経費に係る妥当性

活動の経費が活動の内容に見合っており、経費の見積が適切で、積極的に自己財源の確保に努めていること。

オ 活動の継続性・発展性

助成対象活動終了後、どのように活動を継続又は発展させたいのか明確であること。

8 交付の条件

「令和2年度国際交流・協力活動への助成事業報告書（様式2）」の記載内容のうち、団体名、活動名、活動目的、助成額、活動内容、活動の成果、今後の取組及び活動の様子がわかる写真（2～3枚）を協会のHPに掲載する。

9 その他

協会は、審査結果についての問い合わせには一切答えない。